

## 処 分 基 準

平成10年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第22条の2第1項
処 分 の 概 要：最高速度違反行為に係る指示
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：  「最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っている」と認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分行っていないため、その結果として当該車両について最高速度違反行為が行われたものと認められるような場合をいう。 具体的には、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用者が、当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合</li><li>・ 同一の車両について当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為が繰り返されたような場合</li><li>・ 同一の使用者の管理の下にある複数の車両について当該車両の使用者の業務に関して最高速度違反行為が繰り返された場合</li></ul> などである。
問 合 せ 先：警察本部交通指導課（電話022-221-7171）
備 考：